

工事関係書類一覧表(鯖江市版)

別紙2

令和4年4月1日版

作成時期	工事関係書類				福井県工事関係標準様式No.		鯖江市様式有無	書類作成者		押印 (代表者印)	位置付け		提出方法 (事前協議で決定)		備考
	種別	NO	書類名称	書類作成の根拠 「約款」は工事請負契約約款 「共仕」は共通仕様書	土木関係	建築関係		発注者	受注者		提出	提示	電子	紙	
工事着手前	契約図書	契約書	1	工事請負契約書	-	-		○		○	○		○		
		設計図書	2	共通仕様書	-	-		○		○	○		○		書類が無い場合は不要
			3	特記仕様書	-	-		○			○		○		書類が無い場合は不要
			4	発注図	-	-		○			○		○		
			5	現場説明書	-	-		○			○		○		
			6	質問回答書	-	-		○			○		○		書類が無い場合は不要
			7	工事数量総括表	-	-		○			○		○		書類が無い場合は不要
	契約関係書類	8	監督職員通知書	約款第9条第1項	-	-	○	○					○		
		9	現場代理人および主任技術者等通知書	約款第10条	15	6-1	○		○	○	○			○	契約締結後速やかに提出すること
		10	若手担当技術者従事経験証明申請書	(県)公共工事における総合評価 落札方式の手引き	15-2	6-3			○	○	○			○	工事を完成した時、完成通知書と共に提出すること。
		11	若手担当技術者従事経験証明書	(県)公共工事における総合評価 落札方式の手引き	15-3	6-4			○	○	○			○	若手担当技術者従事経験証明申請書の提出があったとき。
		12	現場代理人兼務申請書	約款第10条	16		○		○	○	○			○	現場代理人を兼務させる際に提出すること
		13	現場代理人等変更通知書	約款第10条	17	6-1	○		○	○	○			○	現場代理人等を変更する際に提出すること
		14	工事工程表	約款第3条第1項	11	3	○		○	○	○			○	契約締結後7日以内に提出すること
		15	工事元請・下請関係者届出書	約款第7条	14	8			○	○	○			○	工事着手前および下請契約締結後、速やかに提出すること
		16	建設業退職金共済制度の掛金収納書	共仕第1編1-1-1-40	21				○	○	○			○	提出できない事情がある場合は、理由を書面で提出すること
		17	建退共証紙受払簿	現説時指導事項(H11.3.31付建設省厚契発第22号)	-	-				○		○		○	共済証紙の購入状況を把握するため、関係書類とともに提示を求めることがある。
	18	前払金支払請求書	約款第35条第1項、同条第3項	42-2		○		○	○	○			○	請求しようとする時	
	再資源化関係	19	再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事前-	共仕第1編1-1-1-18-4	88~91 (国土交通省様式)				○	○	○		○		国土交通省のホームページから最新の様式をダウンロードして使用すること。
		20	再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事前-	共仕第1編1-1-1-18-5	88~91 (国土交通省様式)				○	○	○		○		
		21	通知書	建設リサイクル法第11条	61				○					○	建設リサイクル法の対象建設工事に該当する場合、契約締結後、速やかに提出すること。
		22	説明書	建設リサイクル法第12条	62					○	○	○		○	契約締結前
		23	建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第13条および特定建設資材に係る分別解体に関する省令第4条に基づく書面	建設リサイクル法第13条、特定建設資材に係る分別解体に関する省令第4条	64				○	○	○	○		○	契約締結前(建築物に係る解体工事)

工事関係書類一覧表(鯖江市版)

別紙2

令和4年4月1日版

作成時期	工事関係書類				福井県工事関係標準様式No.		鯖江市様式有無	書類作成者		押印 (代表者印)	位置付け		提出方法 (事前協議で決定)		備考		
	種別	NO	書類名称	書類作成の根拠 「約款」は工事請負契約約款 「共仕」は共通仕様書	土木関係	建築関係		発注者	受注者		提出	提示	電子	紙			
工事着手前	再資源化関係	24	建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第13条および特定建設資材に係る分別解体に関する省令第4条に基づく書面	建設リサイクル法第13条、特定建設資材に係る分別解体に関する省令第4条	65			○	○	○		○		○	契約締結前(建築物に係る新築工事等)		
		25	建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第13条および特定建設資材に係る分別解体に関する省令第4条に基づく書面	建設リサイクル法第13条、特定建設資材に係る分別解体に関する省令第4条	66			○	○	○			○		○	契約締結前(建築物以外のもの)	
		26	再資源化等をするための施設の名称および所在地	建設リサイクル法第13条、特定建設資材に係る分別解体に関する省令第4条	67				○	○	○			○		○	契約締結前
	その他	27	工事実績情報システム(コリンズ)への登録	共仕第1編1-1-1-5		—	56				○			○		○	契約金額が500万円以上の場合、監督職員が確認のうえ、受注者が登録すること。
		28	特定元方事業者の指名について	労働安全衛生法第30条第2項		18			○						○		工事着手時または工事中に指名の必要が生じた場合、提出すること。
		29	特定元方事業者の指名について(同意)	労働安全衛生法第30条第2項		19				○	○	○			○		特定元方事業者の指名を受けた際に提出すること。
		30	特定元方事業者の指名について(通知)	労働安全衛生法第30条第2項		20			○								特定元方事業者の指名について同意を得たときに提出すること。
	工事書類	1施工計画	31	施工計画書	共仕第1編1-1-1-4	73				○			○			○	工事着手前に提出すること。重要な変更が生じた場合(工期や数量の軽微な変更以外)は、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を提出すること。
			32	施工計画書(概要)	共仕第1編1-1-1-4	74				○			○			○	工事着手前
			33	施工契約書(工事設計内容(工事費内訳書))	共仕第1編1-1-1-4	75				○			○			○	工事着手前
			34	施工契約書(計画工程表(ネットワーク))	共仕第1編1-1-1-4	76				○			○			○	工事着手前
			35	施工計画書(計画工程表(横線式))	共仕第1編1-1-1-4	77				○			○			○	工事着手前
			36	施工計画書(現場組織表)	共仕第1編1-1-1-4	78				○			○			○	工事着手前
			37	施工計画書(指定機械)(主要船舶・機械)	共仕第1編1-1-1-4	79 79-2				○			○			○	工事着手前
			38	施工計画書(主要資材搬入計画)	共仕第1編1-1-1-4	80				○			○			○	工事着手前
39			施工計画書(施工方法)(主要機械)	共仕第1編1-1-1-4	81				○			○			○	工事着手前	
40			施工計画書(出来形管理)	共仕第1編1-1-1-4	82				○			○			○	工事着手前	
41			施工計画書(品質管理)	共仕第1編1-1-1-4	83				○			○			○	工事着手前	
42			施工計画書(写真管理)	共仕第1編1-1-1-4	84				○			○			○	工事着手前	
43	施工計画書(安全管理)	共仕第1編1-1-1-4	—				○			○			○	工事着手前			
44	施工計画書(緊急時の体制・対応)	共仕第1編1-1-1-4	—				○			○			○	工事着手前			

工事関係書類一覧表(鯖江市版)

別紙2

令和4年4月1日版

作成時期	工事関係書類				福井県工事関係標準様式No.		鯖江市様式有無	書類作成者		押印 (代表者印)	位置付け		提出方法 (事前協議で決定)		備考
	種別	NO	書類名称	書類作成の根拠 「約款」は工事請負契約約款 「共仕」は共通仕様書	土木関係	建築関係		発注者	受注者		提出	提示	電子	紙	
工事着手前	1 施工計画	45	施工計画書(交通管理)	共仕第1編1-1-1-4	-			○		○		○		工事着手前	
		46	施工計画書(環境対策)	共仕第1編1-1-1-4	-			○		○		○		工事着手前	
		47	施工計画書(現場作業環境整備)	共仕第1編1-1-1-4	-			○		○		○		工事着手前	
		48	施工計画書(再生資源利用等)	共仕第1編1-1-1-4	-			○		○		○		工事着手前	
		49	施工図書(照査確認資料)	共仕第1編1-1-1-3-2	-			○		○		○		約款第18条に該当する事案があった場合に提出すること。	
		50	工事測量成果表(仮BMおよび多角点の設置)	共仕第1編1-1-1-37-1	-			○		○		○		工事着手後に直ちに確認し提出すること。	
		51	工事測量結果(設計図書との照合)	共仕第1編1-1-1-37-1	-			○		○		○		設計図書と差異があった場合のみ提出すること。	
2 施工体制	52	施工体制台帳	建設業法第24条の7、 共仕第1編1-1-1-10	5	61(2)		○		○		○		工事着手前(下請け工事がある場合もしくは建設工事以外の委託業務がある場合)		
	53	施工体系図	建設業法第24条の7、 共仕第1編1-1-1-10	7	61(3)		○		○		○		工事着手前(下請け工事がある場合もしくは建設工事以外の委託業務がある場合)		
工事中	3 施工状況	54-59 施工管理	54	工事打合せ簿	約款第9条第4項、 共仕第1編第1節総則	1	11		○	○		○		打合せの都度	
			55	関係機関協議資料(許可後の資料)	共仕第1編1-1-1-35-3	-	-		○		○	-	-	許可後の資料については提示とする。 ただし、監督職員から請求があった場合は提出すること。	
			56	近隣協議資料	共仕第1編1-1-1-35	-	-		○		○	-	-	監督職員から請求があった場合は提出すること。	
			57	材料確認申請書兼使用材料一覧 (同等品使用承認願)	約款第13条、 共仕第2編2-1-2-1	2	16,13-1		○		○		○	確認を受けようとする時および完成検査時まで(設計図書で指定した材料がある場合に提出すること。)	
			58	材料納入伝票	共仕第2編2-1-2-1	-	-		○		○		○	設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出すること。	
			59	中間検査・事務所確認・確認・立会申請書兼記録書	約款第14条、 共仕第3編3-1-1-5、同3-1-1-9	3	14		○		○		○	・中間検査、事務所確認、確認・立会を受けようとする時および完成検査時まで。 ・受注者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を記入すること。 ・監督職員または検査職員が臨場した場合の状況写真は不要。 ・監督職員または検査職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略することができる。	
		60	土曜・休日・夜間作業届	共仕第1編1-1-1-36	87			○		○		○		・作業日の前日までに口頭、電子メールなどにより連絡する。 ・ただし、現道上の工事については提出すること。	
		61-64 安全管理	61	安全管理資料	共仕第1編1-1-1-26-9、 同1-1-1-26-10	-	-		○		○		-	-	実施した内容について提示すること。
			62	事故速報	共仕第1編1-1-1-29	13-2			○		○		○		事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告すること。
			63	事故発生報告書	共仕第1編1-1-1-29	13			○		○		○		監督職員の指示する期日までに報告すること。
64	事故顛末書		共仕第1編1-1-1-29	-	-		○		○		○		監督職員の指示する期日までに報告すること。		
65 工程管理	65	工事履行報告書	約款第11条、 共仕第1編1-1-1-24	4	15		○		○		○		工程の進捗状況を把握するため、実施工程表について提示を求めるところがある。		
66 品質管理	66	品質規格証明書類	共仕第2編2-1-2-1	-	-		○		○		○		設計図書で指定した材料がある場合、提出すること。		

工事関係書類一覧表(鯖江市版)

別紙2

令和4年4月1日版

作成時期	工事関係書類				福井県工事関係標準様式No.		鯖江市様式有無	書類作成者		押印 (代表者印)	位置付け		提出方法 (事前協議で決定)		備考
	種別	NO	書類名称	書類作成の根拠 「約款」は工事請負契約約款 「共仕」は共通仕様書	土木関係	建築関係		発注者	受注者		提出	提示	電子	紙	
施工中	中間前払金	67	認定請求書	約款第35条4項	43	70		○	○	○		○	中間前払金を請求しようとする時		
		68	工事月報	約款第35条4項	85			○		○		○	中間前払金請求時		
		69	認定調書	約款第35条4項	44			○				○	請求後7日以内		
	完済部分検査	70	指定部分完成通知書	約款第39条1項	46				○	○	○		○	部分完成の時	
		71	工事検査結果通知書	約款第32条2項	50			○					○	通知受領後14日以内	
		72	指定部分引渡書	約款第39条1項	45				○	○	○			○	引渡の時
		73	請求書(指定部分完済払金)	約款第39条1項	42	40	○	○					○		
	既済部分検査	74	請負工事既済部分検査請求書	約款第38条2項	51	17-1			○	○	○			○	希望月日の14日前
		75	既済部分確認通知書	約款第38条3項	50-2	17-2		○						○	通知受領後14日以内
		76	請求書(部分払金)	約款第38条5項	42	40	○	○						○	
	修補	77	修補指示書	共仕第1編1-1-1-20-5	52			○						○	検査後直ちに
		78	修補完了報告書	共仕第1編1-1-1-20-5	53	25			○		○			○	修補完了後直ちに
	是正措置	79	是正等の措置請求について	約款第12条第1項、同条第2項、 同条第4項	39			○	○	○	○			○	不相当と認める時
	部分使用	80	工事の部分使用について	約款第34条第1項	38			○	○	○	○			○	工事目的物の全部または一部を使用するときに提出すること。
	工期延期	81	工期延長願 (工期延長請求書)	約款第22条	37	22	○	○	○	○	○			○	工期の延長を請求する場合に提出すること。
	工事一時中止	82	工事の一時中止について(通知)	約款第20条第1項、同条第2項	28			○						○	施工できないと認められた時直ちに
		83	工事の一時中止の再開について(通知)	約款第20条第1項、同条第2項	29			○						○	工事を再開する時
	契約変更	84	契約変更協議書	約款第24条、同条第25条	30			○						○	契約変更協議時
		85	工事変更工程表	約款第3条第1項	11	3	○	○	○	○	○			○	変更契約後、速やかに提出すること。
	物価変動	86	工事に係る賃金または物価変動に基づく請負代金額の変更請求について	約款第26条第1項、同条第3項	31			受注者または 発注者		○	○			○	請負代金が不相当と認められる時(全体スライド)
87		物価変動に基づく請負代金額の変更請求について	約款第26条第2項	31-2			受注者または 発注者		○	○			○	請負代金が不相当と認められる時(単品スライド)	
88		工事に係る賃金または物価変動に基づく請負代金額の変更による協議日について	約款第26条第7項	32			○						○	請求を受けた日から7日以内に提出すること。	
89		工事に係る賃金または物価変動に基づく請負代金額の変更について	約款第26条第5項	33			受注者または 発注者		○	○			○	協議開始の日から14日以内に提出すること。	
90		物価変動に基づく請負代金額の変更について	約款第26条第6項	33-2			受注者または 発注者		○	○			○	協議開始の日から14日以内に提出すること。	

工事関係書類一覧表(鯖江市版)

別紙2

令和4年4月1日版

作成時期	工事関係書類				福井県工事関係標準様式No.		鯖江市様式有無	書類作成者		押印 (代表者印)	位置付け		提出方法 (事前協議で決定)		備考		
	種別	NO	書類名称	書類作成の根拠 「約款」は工事請負契約約款 「共仕」は共通仕様書	土木関係	建築関係		発注者	受注者		提出	提示	電子	紙			
施工中	契約関係書類	工事材料	91	工事材料持出承認願	約款第13条第4項	22			○	○	○		○	工事材料を工事現場外に搬出する場合に提出すること。			
		支給材料・貸与品	92	支給品受領書	約款第15条第3項	24				○		○		○	支給材料引渡しの日から7日以内に提出すること。		
			93	支給品精算書	共仕第1編 1-1-1-16	25				○		○		○	工事完成時に提出すること。		
			94	貸与品使用(返納)書	約款第15条第3項、同条第9項	23				○		○		○	借用書は貸与品引渡しの日から7日以内に提出すること。 返納書は貸与品を返還するときに提出すること。		
			95	貸与品・支給品滅失毀損報告書	約款第15条第10項	26				○		○		○	支給材料・貸与品が滅失・毀損したとき、速やかに提出すること。		
		現場発生品	96	現場発生品調査	共仕第1編 1-1-1-17	27				○		○		○	現場発生品を引渡すときに提出すること。		
		不可抗力	97	天災その他の不可抗力による損害の通知について	約款第30条第1項	34				○	○	○			○	損害発生後速やかに	
			98	被災内訳および内容確認書	約款第30条第1項	35				○		○			○	損害発生後速やかに	
			99	天災その他の不可抗力による損害の確認の通知について	約款第30条第2項	36					○					○	調査、確認後速やかに
			100	天災その他の不可抗力による損害額について(請求)	約款第30条第3項	40					○	○	○			○	損害の状況が確認された時
			101	天災その他の不可抗力による損害額について(通知)	約款第30条第4項	41				○						○	調査、確認後速やかに
		施工体制点検	102	建設作業員名簿	元請下請関係適正化指導要綱第4条	—					○			○		要綱で定める項目が全て記載されていれば独自の様式で可	
			103	適切な施工の確保について	約款第12条2項	58				○						○	施工体制の点検において下請負業者に関して適切でない事実が確認された場合
			104	改善指導書	約款第12条2項	59				○						○	施工体制の点検において適切でない事実が確認された場合
			105	改善勧告書	約款第12条2項	60				○						○	様式No.59にて改善指導したが改善されない場合
		その他	106	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共仕第3編3-1-1-6-3	—	—				○		○			○	中間検査、既済部分検査等の際に提出すること。
			107	建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第13条および特定建設資材に係る分別解体に関する省令第4条に基づく書面	建設リサイクル法第13条、特定建設資材に係る分別解体に関する省令第4条	68				○			○			○	変更の時(建築物に係る解体工事)
108	建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第13条および特定建設資材に係る分別解体に関する省令第4条に基づく書面		建設リサイクル法第13条、特定建設資材に係る分別解体に関する省令第4条	69					○			○			○	変更の時(建築物に係る新築工事等)	
109	建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第13条および特定建設資材に係る分別解体に関する省令第4条に基づく書面		建設リサイクル法第13条、特定建設資材に係る分別解体に関する省令第4条	70					○			○			○	変更の時(建築物以外のもの)	
110	ストックヤード新規・変更・利用申請書		ストックヤード利用指針	71					○				○		○	ストックヤードを利用する場合、または利用に際して変更が生じた場合、写しを提出すること。	
111	ストックヤード利用完了報告書		ストックヤード利用指針	72					○			○			○	ストックヤードの利用を完了した場合、写しを提出すること。	

工事関係書類一覧表(鯖江市版)

別紙2

令和4年4月1日版

作成時期	工事関係書類				福井県工事関係標準様式No.		鯖江市様式有無	書類作成者		押印 (代表者印)	位置付け		提出方法 (事前協議で決定)		備考
	種別	NO	書類名称	書類作成の根拠 「約款」は工事請負契約約款 「共仕」は共通仕様書	土木関係	建築関係		発注者	受注者		提出	提示	電子	紙	
工事完成時	契約関係書類	112	工事完成届	約款第32条1項	48	23	○	○	○	○		○	○	工事完成日に提出すること。	
		113	代理受領承認願	約款第43条	49		○	○	○	○		○	○	工事請負代金を代理人に受領させる場合に提出すること。	
		114	契約保証金等返還請求書	鯖江市財務規則第125条	49-2	72	○	○	○	○		○	○	完成検査後に提出すること。	
		115	契約保証金にかかる受領書	鯖江市財務規則第125条	49-3	73	○	○	○	○		○	○	保証書が返還されたときに提出すること。	
		116	引渡書	約款第32条4項	47	27		○	○	○		○	○	完成検査後、工事目的物の引渡しの際に提出すること。	
	工事書類	117	出来形管理資料	共仕第1編1-1-1-23-8	-	-		○	○	○		○		○	施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 出来形の測定位置が分かるように略図を記載すること。
		118	品質管理資料	共仕第1編1-1-1-23-8	-	-		○	○	○		○		○	施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 品質の測定位置が分かるように略図を記載すること。
		119	試験成績書、出荷証明書、材料納入伝票等	共仕第3編3-1-1-13	-	-		○	○	○		*	*		* 監督職員と協議のうえ、提出すること
		120	工事写真	共仕第1編1-1-1-23-8	-	-		○	○	○		○			撮影にあたっては、国土交通省写真管理基準(案)に準ずること。 監督職員または現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形監理写真の撮影は省略できる。 監督職員等が確認や立会っている状況写真も省略できる。 排出ガス対策型建設機械(排出ガス浄化装置装着機械を含む)および低騒音・低振動型建設機械を使用する場合、使用する建設機械の写真は監督職員から請求があった場合に提示する。
		121	創意工夫・社会性等に関する実施状況	共仕第3編3-1-1-14	-	-		○	○	○		○		○	創意工夫、地域社会への貢献等を実施した場合、提出すること。
	工事完成図書	122	工事完成図	共仕第1編1-1-1-19、 共仕第3編3-1-1-8	-	-		○	○	○		○	○	○	電子成果品(監督職員と事前協議すること)および紙の成果品で納品すること。
	再生資源関係	123	再資源化等報告書	建設リサイクル法第18条	63			○	○	○		○		○	建設リサイクル法の対象建設工事に該当する場合、再資源化等の完了後、速やかに提出すること。
		124	再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工用ー	共仕第1編1-1-1-18-6	88~91 (国土交通省様式)			○	○	○		○	○	○	建設リサイクル法の対象建設工事に該当する場合、再資源化等報告書添付資料として紙でも提出すること。 * 国土交通省のホームページから最新の様式をダウンロードして使用すること。また、提出前にエラーチェックを行うこと。
		125	再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工用ー	共仕第1編1-1-1-18-6	88~91 (国土交通省様式)			○	○	○		○	○	○	
	その他	126	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	共仕第1編1-1-1-18-2	-	-		○	○	○	*	○	*		廃棄物処理法に基づき、原本は受注者が5年間保管すること。 * 設計図書で指定がある場合、写しを提出すること。
		127	建設発生土処理票	共仕第1編1-1-1-18-2	-	-		○	○	○		○		○	原本を提出すること。
	その他	修補	128	工事の契約不適合責任修補請求について	約款第45条1項	54			○					○	引渡を受けてから約款に定める期間以内
			129	確認書(契約不適合責任修補)	約款第45条1項	55			○	○	○		○	○	工事の契約不適合責任修補の請求を受けた場合
			130	完成通知書(契約不適合責任修補)	約款第45条1項	56			○	○	○		○	○	契約不適合修補が完成した時
			131	契約不適合責任修補引渡書	約款第45条1項	57			○	○	○		○	○	引渡の時